

新元号にかかる事務取扱いについて

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」の公布に伴い、2019年5月1日から改元が実施されます。

平成31年4月12日付、厚生労働省保険局保険課「元号を改める政令等について」により改元に関する対応が示され、当健康保険組合における対応は、以下のとおりとなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

改元日前に送付された通知等の取扱い

当健康保険組合から、すでに交付を受けている健康保険被保険者証や納入告知書など、改元までに作成した文書にかかる元号については、新元号に読み替えてご利用ください。

新元号と使用開始時期と読み替え

当健康保険組合のコンピューターシステムが5月1日（水）に新元号に対応するため、4月中に発行する「納入告知書」の「納付期限」、「限度額適用認定証」の有効期限等は、「平成」表記となります。

申請・届出様式の取扱い

2019年5月1日以降も、新元号が記載されていない届出様式による提出は可能です。

また、ホームページからダウンロードしてご利用いただいております各種届出用紙については、5月7日（火）に更新する予定となっております。